

10 展示品搬出入

(1) 出品物、装飾材料などの搬出入には、物の大小にかかわらず、すべて次の搬出入口又は設備を使用してください。

・大展示場	北面 西面 南面	2カ所 (間口8.0m×高さ4.5m)	(北1、北2)
		3カ所 (≍ 7.0m× ≍ 4.45m)	(西1、西2、西3)
		2カ所 (≍ 8.0m× ≍ 4.5m)	(南1、南2)
・第1展示場	南面	1カ所 (≍ 2.93m× ≍ 3.08m)	
・第2展示場	南面	搬出入用エレベーター	(4号EV)
・稲盛ホール	南面 南面	搬出入用エレベーター	(3号EV)
		入口 間口2.7m×高さ2.5m かご ≍ 3.4m× ≍ 2.5m×奥行き2.6m 最大積載量 2200kg	
		入口 間口0.9m×高さ2.1m かご ≍ 1.61m× ≍ 2.29m×奥行き1.5m 最大積載量 1000kg	
・ラウンジ	南面	クレーン (耐重量2000kg・玉掛け方式)	
	南面	搬出入用エレベーター	(3号EV)
		入口 間口0.9m×高さ2.1m かご ≍ 1.61m× ≍ 2.29m×奥行き1.5m 最大積載量 1000kg	

(2) 利用者は、搬出入計画に基づいて、時差搬出入に十分配慮するとともに、必ず整理員を配置してください。

特に、待機車両を路上に駐車させることのないよう注意してください。

(3) 搬出入には、極力防音に努め、設営備品や展示物等を直接床面上で引きずることはしないでください。また、施設・備品等を損傷された場合には、速やかに、事務局まで連絡して指示に従ってください。

(4) 展示場における搬出入が、午前8時以前及び午後6時以降に及ぶ場合は、事前に事務局と打ち合わせを行ってください。

